社会科学的な思考と税法との接地 --税法論文指導のさらなる発展を目指して--

沼田 隼人

1. はじめに

一般に、法学は社会科学の一分野として 分類されている。しかし、法学が社会科学 の中にありながら、経済学、政治学、社会 学といった他分野とは離れているという指 摘は以前からなされてきた。J・マーク・ラ ムザイヤー(1990)は、自身がロー・スクー ルに進路転換した結果、そこで経験した内 容を以下のように述べている。

> ロー・スクールで、私たちは、判例 の整理・分析の仕方を習った。すなわ ち、各分野の判例や立法をどのように 筋の通った形で整理するかを習い、無 秩序に存在する判例や法律にどのよう に秩序正しい外観を与えるかを習った のである。…略…/しかし、判例や立法 の整理が学問でないことだけは、明ら かであろう。簿記の研究と同じく、そ れは単なる技術であり、社会科学的研 究でもなければ、哲学でもなかった。 …略…/米国の伝統的な法学研究の根 本的な誤りは、法を「法学」という学 問として取り扱おうとしたところにあ ったのである。なぜなら、学問には研 究の方法論(methodology)が必要であ るが、法学には(判例や立法の整理以外 には)何の方法論もなく、作ろうと思っ ても作れないからである。それは、「法」 が研究方法の一つではなく(また、社会 科学の分野の一つでもなく)、社会の一

つの「現象」にすぎないからである。 いい換えれば、「法」、「社会に対する法 の影響」、または「法に対する社会の影 響」等は、研究の方法ではなく、研究 し得る客体にすぎないのである。そし て、その法という客体を研究するには 何らかの方法論が必要であり、法学に はその方法論が全くないため、社会科 学的研究を行うには他の分野から方法 論を持ち込まざるを得ないのである。 (ラムザイヤー, 1990, pp. iii-iv)(下 線、引用者)

ラムザイヤーは、ロー・スクールで修得した判例の整理・分析の仕方を「技術」とみなし⁽¹⁾、在籍当時の米国法学研究には方法論が無かったと述べている。そして、法を「研究し得る客体」と捉え、法学を学問たらしめようと、研究方法論導入の必要性を示している⁽²⁾。

本LEC 会計大学院(以下、本大学院)では、 税理士試験科目免除を得るための一手段と して、2 年間での税法修士論文完成が位置 づけられ、税法専門指導および構成・文章 指導といった学術的なサポートが提供され ている⁽³⁾。本大学院に在籍する学生の多く は、日中は実務に携わりながら、夜間・休 日での専門科目を履修し、論文を完成させ るために必要な知識や思考法を養っている。 履修科目は法学分野ばかりではなく、経済 学や統計学といった社会科学分野の科目履 修も求められている。その点では、法学と 社会科学とを関連させるような試みがまったく無いというわけではない。とはいえ、 学生は集大成としての修士論文にこそ、法 学と社会科学とを関連させた結果を反映させるべきであろう。なぜなら、以下に示すように、最終的な修士論文完成には、社会科学で用いられる思考法が役立つ可能性が多分にあるからである。

飯田高(2016)は、「法学の考え方と他の社会科学分野の考え方の間には、架橋しがたい大きな断絶があると思われていることがしばしばあ」ることを認めている。そのうえで、「しかし、思考プロセスは異なるように見えるけれども結論は同じ、あるいは、実は思考プロセス自体もそれほど異なっておらず表現の仕方が違うだけ、といったこともよくあ」ると述べている(飯田, 2016, p. i)。さらに、飯田は、法学と社会科学とを架橋しようとすることは無駄にはならず、むしろ次のような効能が期待できると述べている。

- ・ 法解釈の前提になる事実認識を別の 角度から研ぎ澄ますためのきっかけ となる。
- 現在の方や法制度に欠けているもの が何であるかを認識するためのきっ かけとなる。
- 法に何ができるのか、そして何ができないのかを分析するためのきっかけとなる。

(飯田, 2016, pp. iv-v)

飯田が言うように、法解釈や制度理解を 高めるためのきっかけとして、社会科学の 考え方を取り入れることは有効であろう。 むしろ、事実認識を研ぎ澄ますことや、制 度に対する認識を明確にすることは、色々 な角度から試行されるべきであろう。

もちろん、山本宣明(2012)が指摘するよ

うに、税法修士論文のスタイルが、社会科 学系論文でよく求められる仮説検証型にな る必要はない。ましてや、法学と社会科学 とを関連させる試みを、社会科学系論文の 型にスタイルをはめ込むという作業だけに 帰結させては、大きな弊害を生むおそれが ある。しかしながら、本大学院で税法修士 論文を作成する学生の多くが税理士を目指 しており、税理士になる前であろうと後で あろうと、社会に存在する個人・企業間で の(とりわけ経済面における)相互作用を 日々観察・分析するという意味では、社会 科学の考え方は邪魔にはならないはずであ る。したがって、上述したラムザイヤーに よる指摘のような法学と社会科学とを関連 させるという点では、本大学院の税法修士 論文作成や論文指導にて、そうした関連が 試される余地・意義は十分にあると考えら れる。

そこで、本稿では、法学と社会科学との 関連を税法修士論文に反映させるための出 発点として、社会科学の考え方の基となる 概念やいくつかの思考法を紹介する。そし て、そうした概念や思考法が租税法分野に 使われた例を示す。法学と社会科学とを架 橋させるような指導体系は、本大学院での 税法論文指導では確立されていないものの、 その青写真を示せればと思う。

2. 社会科学に求められる説明・要 件

本節では、社会科学に求められる説明とは何かを概観し、併せて社会科学に求められる要件を押さえておこう。ちなみに、「社会科学に求められる」という表現を使っているものの、社会科学だけに該当するという意図はない⁽⁴⁾。

(1) 社会科学に求められる説明:explanationとdescriptionとの区別

社会科学では、自然科学同様に、原因と結果という因果の論理(因果関係)を明らかにすることが、科学的に説明するための条件の一つとされている。清水和巳=河野勝(2008)は、「説明する」という行為を以下のように定義している。まず、彼らによれば、「what/how/why」という3つの要素に答えることが、広く「説明された」と見なすためには必要である。次に、「what/how」への答えを「描写 description」とし、「why」への答えを「説明 explanation」と区別している。そして、「Why-Questions」に答えることこそが、科学にとっての「説明」になりえるのだと述べている(清水=河野,2008, pp.15-16)。

他方で、描写も重要であることには留意 が必要であろう。もちろん、清水=河野は、 描写の重要性を捨象しているわけではない。 高根正昭(1979)は、「事実を正確に観察して 記録すること」を「記述」―上述の描写と 同じ description—と呼んだうえで、記述 「自体が大仕事であるだけでなく、社会の 研究にとっては、なににも勝る基本的な作 業であることは言うまでもない」と指摘す る(高根, 1979, p. 40)。久米郁男(2013)も、 自分が説明したい従属変数(結果)や独立変 数(原因)の存在は記述を通して知ることが できるという点で、記述の重要性を認めて いる。ただし、記述は単に事実を羅列する ことではない点には注意が促されている。 知っていることから未だ知らないことを推 測するという推論としての性格が、記述に はあるからである。そのため、記述対象を 詳細に調べるだけでは不十分であり、詳細 に調べるあまり記述対象が特殊であると錯 覚してしまわないようにする必要がある。 その際に必要となるのが、他の事象との比 較をすることや、その事象に対して立てた

仮説から観察可能な含意 (observable implications)を多く引き出すことだとされている(久米, 2013, pp.71-80)⁽⁵⁾。

とは言え、清水=河野が explanation を 社会科学的な説明と見なすように、高根も また、記述的な研究は、「科学として、低次 な段階にとどまるものに過ぎ」ず、「記述に 終わってしまうなら、それは科学として、 現象を理解しようする本来の目的を、放棄 したことになる」と付言している(高根, 1979, pp. 40-41)。

(2) 反証可能性の担保

社会科学では、因果関係を明らかにすることが説明と見なされているが、因果関係を明らかにしようと立てられた仮説には、怪しい内容が含まれていることが多々ある。それゆえ、因果関係に言及しているからと言っても、科学的に扱うべき内容と扱うべきではない内容との峻別が必要になる。科学的なものと、科学的ではないもの(疑似科学)との区別は、「線引き問題」(demarcation problem)と呼ばれている(伊勢田 2003)。そして、この線引きをするうえで基準とされる考え方の一つが、因果関係を明らかにするうえでは非常に重要になる。

その考え方とは、カール・ポパーによる「反証可能性」である⁶⁶。ポパー(1971)は、「境界設定の問題」一伊勢田が言う線引き問題と同じ demarcation problem一を、「一方における経験科学と、他方における数学や論理学、ならびに『形而上学』体系とを区別しうるような基準を見出す問題」と見なした。そして、「ある体系が経験によってテストできる場合にだけ、それを経験的または科学的なものとはっきり認め」られるというように、その基準として反証可能性を提示した。ポパーが言う反証可能性は、

Verifizierbarkeit)」ではなく、「経験的科

「実証可能性(verifiability:

学体系にとっては反駁されうるということ が可能でなければならない」と両者は区別 されていた(ポパー, 1971, pp. 48-49)。

清水=河野(2008)は、カール・ポパーによる「反証可能性」を、科学を進歩させるために必要な考えとして挙げている。「ある仮説がきちんとした(科学的な)『説明』として成立するかどうかは、その仮説どおりの事例がいかにたくさんあるかを示すのではなく、その仮説と相反する事例が見つかったときにその仮説が反証(falisify)されることによる」という考えを示している(清水=河野,2008, p.16)。

反証可能性が社会科学で重要視される理由の一つは、自然科学と異なり、社会科学では普遍的な法則の存在が期待できないという違いに求められる。清水=河野曰く、社会科学での説明は「せいぜい『~が起こった原因は多分~だろう』という程度にとどまる」ゆえに、「『~が起こった原因は多分~だろう』という仮説がいくつも提示され、競合したり乱立したりする可能性がある」(清水=河野,2008,p.18)。以上の理由により、反証可能性が担保されていることは、社会科学としての説明を行う上で非常に重要になる(**)。

(3) 因果関係の特定

実際に explanation としての説明を行うためには、因果関係が特定されていることが必要になる。では、実際に、どういう場合に、因果関係がある(ない)と言えるのであろうか。本項では、因果関係が成立していることを確認するための条件3つを概説しよう。3つの条件とは、①「原因の時間的先行」、②「共変関係」、③「他の条件の同一性」であり、それぞれ以下のようになる。

①「原因の時間的先行」は、原因が結果 よりも先に存在しなければならないという

- ことである。この条件は、「逆の因果関係がないか」を問うことだと言い換えても良いであろう(中室=津川, 2016, pp. 33-35)。原因が結果を招くのではなく、結果が原因を招いている場合は、原因と結果とを取り違えている可能性があるからである。
- ②「共変関係」とは、原因の変化に伴って原因も何らかの変化を伴っていなければならないということである。共変関係を観察するとは、「違いを知るという作業の上に成り立って」おり、「因果関係の推論は、この共変関係の確認からスタートする」とも述べられている。その点で、この条件は因果推論の基礎を成していると言ってよいだろう(久米,2013, p.12)。ただし、基礎を成すだけに、「違い」を見つけるには慎重な作業が必要になる。「違い」が無いのに、「違い」があると信じ込んでしまう場合があるからである。
- ③「他の条件の同一性」とは、はじめに 原因と結果とを結んだ際に、想定されてい ない第3の変数の影響を考慮することであ る⁽⁸⁾。久米(2013)は、身長と所得の関係を 例にとり、はじめに想定した原因(たとえば、 背が高いことによる強い自信や、周りから の高い信頼感)が、結果(仕事の成功と高所 得)を説明しない場合があると注意を促し ている。なぜなら、高身長の背景には親の 高い所得があることによって、高所得家庭 ゆえの行き届いた栄養管理が高身長に繋が った可能性や、同じく高所得家庭ゆえの恵 まれた教育投資が高所得に繋がった可能性 がありえるからである(久米, 2013, pp. 12-14)。いわゆる「見せかけの相関関係」 と因果関係とは慎重に見極める必要がある

3. 社会科学の説明を行うための思 考法

前節では、社会科学に必要な条件を明らかにした。では、社会科学の説明にするべく、どのように因果関係を推論(以下、因果推論)していけば良いのか。苅谷剛彦(2002)は、「複眼思考」を(10)、「ありきたりの常識や紋切り型の考えかたにとらわれずに、ものごとを考えていく方法」(苅谷,2002,p.27)、あるいは「ものごとを単純にひとつの側面から見るのではなく、その複雑さを考慮に入れて、複数の側面から見ることで、当たりまえの『常識』に飲み込まれない思考のしかた」と定義している(苅谷,2002,p.182)。

(1) 問いを立てる

因果推論とは「Why-Questions」への答えを探っていくことである。それゆえ、なぜという問いかけが必要なのであるが、ただ闇雲になぜと疑うばかりでは、良い問いは生まれないかもしれない。しかし、なぜかと疑うことから始める背後には、「まずは何よりも、ステレオタイプから抜け出して、それを相対化する視点を持つことが重要」だという意図が込められている(苅谷、2002、p. 27)。「複眼思考」を実践するための前提として、次の2つの区別が必要とされている。

1 つ目は、問いと疑問との区別である。 疑問を感じることは考えるための原点になるという意味で重要な一方で、疑問を放置 しておいても、考えることには繋がっていかない。因果推論のためには、疑問に思うだけでなく、自ら問いを立て答えを探していく必要がある。そのため、疑問を「問い」へと変えていく必要がある。(苅谷, 2002, p. 179)。

2 つ目は、「問い」を「実態を問う問い」

と「原因を探る問い」との区別である。疑問を問いに変えると言っても、問いには「what when where who why how」のような種類がある。実態を問う問いでは、自らの関心はどこに向けられているかを確認するための内容になりやすい。また、「答えを調べればすぐ解答できるというような、『答え探し』の発想にもとづく場合が多」く(苅谷、2002、pp. 184-186)、深く考えることにつながりにくい。他方で、原因を問う問いは、因果関係に関する仮説・見込みを立てることになる。そのため、常識となっている前提を疑うことで「答え探し」の発想から脱し、深く考えられるようになる(苅谷、2002、p. 188)。

(2) 問いを展開する

因果関係を問うことによって可能となる 深い思考は、問いの展開を可能とする。以 下では問いを展開するうえでの注意点と、 具体的な考え方を示していこう。

<方法 1. 問題の複雑さをときほぐす>

「なぜ」と問い続けたとしても、何らかの常識的な解答によって、考えることをやめてしまう場合がある。 苅谷が紹介している「ブレイクダウン」という方法を、3 つのポイントに沿いながら紹介しよう。

1つ目のポイントは、「大きななぜ」を「小さななぜ」に分解することである。より具体的には、「『なぜ』という問いに含まれる『主語』を、それを構成する下位の集団に分解していくこと」である。「法人」であれば業種ごとに分けてみたり、「個人」であれば収入額ごとにわけてみたりという分解が可能であろう。2つ目のポイントは、「どうなっているのか」という実態を問う問いを、「なぜ」という問いの間に挟んでいくことである。「どうなっているのか」という問いを挟むことで、本当に説明したい対象を限

定するためにも必要な作業である。前節で、「記述」と「説明」の違いを区別した際に、記述を通して初めて説明対象とする結果が明らかになってくると示した通りである。3つ目のポイントは、原因と結果とに見当をつけながら、問いを展開することである。「どうなっているのか」を問うことは重要であるものの、単なる事実の羅列になることは避ける必要がある。根拠をもって示すことはできないまでも、原因の影響がどのような過程を経ていくのかには、ある程度の見立てが必要なのである。この点も、前節で、記述は推論としての性格を持つと示した通りである。(苅谷, 2002, pp. 218-227)

<方法 2. 概念を操作する>

2つ目の方法は、概念を操作すること(概念化)である。概念化のメリットは、「共通性を高め、個別の細かな事情を切り捨てていくこと(捨象するということ)」で、「個々の出来事の細部にこだわっていたのでは見えてこない現象の共通性を探る」ことにある(苅谷、2002、p. 223)。たとえば、個別の事例にのめり過ぎてしまった結果、問い続けることができなくならないために、あるいは仮に問い続けられなくなったとしても、思考停止から抜け出すために用いられるであろう。

方法を理解する前に、まず、概念(化)には「サーチライト」としての役割があり、2つの効果があるという点を理解しておくと良い。1つ目は、「今までは一緒にくくられていたことがらを、新しい概念によって区別し、その違いを示すことで新しい現象に光を当てるという効果」である。具体的には、「ジェンダー」という概念の出現によって、男女の違いが生物学的なのか社会学的なのかを区別できるようになった点が挙げられている。2つ目は、「区別することとは反対に、それまでばらばらだったことがら

に、新しい共通性を見つけてくくり直す」という効果である。この具体例としては、「セクシャル・ハラスメント」という概念によって、男女間で生じる嫌がらせを共通の現象であるように見なされるようになった点が挙げられている。(苅谷、2002、pp. 235-237)

こうした概念化を通して、問いを展開するためのポイントとしては、①「複数のケースを並べて、それらに共通する部分は何かを考えること」、②「共通するものとしてくくることのできる概念は何かを探すこと」、③「その概念をどのような意味で使うのか、定義をはっきりさせること」の3つが挙げられている(11)。

以上のポイントは、ある興味・関心対象 の存在を所与として、いかに問いを展開し ていくかという際に役立つであろう。そし て、こうした問いの展開を続けていくと、 概念レベルでの問いの展開が可能となる。 また、観察を通して得られた知見から仮 説・見込(問いへの答え)を暫定的に作るこ とができるようになっていくであろう。そ こから、さらに問いの展開を精緻化させて いくためには、「比較」が効果的になってく る⁽¹²⁾。概念レベルで立てた問いを、他のケ ースにも当てはめてみるのである。結果的 に、「いったん概念レベルまで抽象度を上げ て、問いを展開してみると、今度はそこか ら自由にさまざまな異なるケースに抽象度 をおろしていって、概念レベルの仮説を検 討することが可能にな」るのである(苅谷, 2002, p. 261)。こうした作業は、問いを一 般化させるということになり、問題を俯瞰 できるようになるということで、さらに深 く・広い論考を行うことができるようにな る。

4. 税法修士論文への援用

前節までに示してきた社会科学に求められる説明や、因果推論を行う上での方法は、法律分野全般や、本大学院で論文指導が行われている租税法分野でも使うことができる。本節では、法学と経済学との架橋を試みている神山弘行(2010)から、行動経済学の知見が法分析(特に租税法)に導入された例を採り上げる。そして、そうした具体例を取り入れることで、租税法分野にどういう新たな知見がもたらされているのかを示したい。

(1) 法と経済分析の例紹介

行動経済学は、社会心理学などからの知 見を導入し、従来の経済学がブラック・ボ ックスとしていた人間の心理に着目するこ とで、従来とは異なる知見を提供する。た とえば、不確実性がある状況で人がいかに 意思決定を行うかという問いには、プロス ペクト理論からの説明がなされている。プ ロスペクト理論では、「人間が現在の保有資 産を参照点(reference point)として、参照 点からの『変化』に着目をして意思決定を している」と説明する。そして、そうした 説明の一つに、人は「参照点においては、 利益よりも損失をより過大に評価する」傾 向にあるという損失回避性(loss aversion)がある。(神山, 2010, p. 326)以 下に示す具体例は、損失回避性と租税との 関連である。

<租税遵守(tax compliance)>

コップ半分の水をいかに捉えるかによって事実の受け止め方が異なってくるように、 租税法分野でも、どういう状況・形式の下 で徴収を受けるかによって、人々の意思決 定、すなわち租税遵守を果たすか否かは左 右されてくる。上述のように、プロスペク ト理論では、「参照点」からの増加をもたらす場合と、減少をもたらす場合とでは意思決定が異なる。前者ではリスク回避的になるために遵守しやすくなり、後者ではリスク愛好的になるために租税嫌悪(tax aversion)になりやすい。神山が紹介している例の中から、以下には3つを挙げる。

1 つ目は、徴収される際の形式に関する例であり、この例では徴税システム以外が対象となっている。神山によると、租税嫌悪は、「租税という名目での支払いに対して不満を持」つために、個人にとっては「使用料、負担金、または拠出金という名目の方が、同じ経済的負担でも抵抗感が少な」くなる傾向を指す。それゆえに、「毎月の所得から源泉徴収される場合、基礎年金や健康保険料という名目で徴収される場合よりも心理的抵抗感が少なくなる可能性がある」とも考えられている。(神山、2010、pp. 326-327)

2 つ目も、徴収される際の形式に関する 例であり、この例では徴税システムが想定 されている。神山は、Cullis&Jones (2009) が展開する次のような議論を紹介している。 納税者が正直に申告をするか否かは、「納税 者が申告納税(追加的租税支払い)を損失と 捉えれば、納税者はリスク愛好的な態度と なり、不正申告や不申告が多くなる」のに 対して、「申告納税を利益(還付)と捉える場 合には、納税者はリスク回避的になり、不 正申告は減ることになる」という説明であ る。それゆえ、そうした説明からは、「源泉 徴収によって、申告時に税還付がもたらさ れるよう多めに徴収しておけば、申告納税 (還付)が利益と納税者に映ることになり、 リスク回避的態度から、租税遵守が上昇す る可能性が期待できる」と規範的に考える ことができる。(神山, 2010, pp. 330-331) 3 つ目は、徴収方法(直接的か間接的か)

に関する例である。納税義務者と担税者と が経済的な意味で一致するかどうかで区別 されるのが、直接税と間接税である。直接 税は「租税負担を認識することが容易であ る」のに対して、間接税は「転嫁が見えな いため隠れた租税(hidden tax)の性格を帯 びる」とされる。さらに、そうした間接税 の性格がゆえに、利害関係者間で負担が分 配される法人税では、各々が負担している 割合がわかりにくくなるという事態が生じ る。そのため、神山によれば、「納税者が租 税嫌悪を有する場合、直接税と間接税とで は、支出に対する納税者のとらえ方が異な ってくる可能性がある」と考えられる。ま た、「もしも損失回避や租税嫌悪が存在する のであれば、租税というコストを支払う場 合に、①最初に税引き前の総額を受領した 上で、そこから納税を行うよりも、②当初 から税引き後の純額のみを受領する方が、 納税者の心理的抵抗が少ない」とも考えら れている(神山, 2010, pp. 327-328)。

(2) 新たな分析の可能性

租税法分野に行動経済学からの知見を取り入れた例を示してきた。先の例は、2 つの点で、租税法に新たな分析の可能性を拓いてくれたように思える。

1 点目は、説明の焦点に関係している。 先の例では、従来の租税法分野ではあまり 考慮されることがない、どういう場合に租 税遵守果たされやすく、どういう場合に租 税遵守が果たされにくいのかという部分に 焦点が当てられていた。租税法分野に限ら ず法学分野で行われる判例分析では、当然 のように裁判にまで発展した事例以外は研 究対象とはならない。法に抵触しなかった 事例を観察や分析することは、無理だから である。しかし、考え方として、なぜある 事例(仮に事例 A)は裁判にまで発展したの かという問いに答えを出すことは、同時に、 なぜ事例 A 以外の多くは裁判にまで発展し なかったという問いにも答えているという ことになるだろう。そうした視点を持つと いうことは、事例 A を他の事例と比較する ということでもある。事例を詳細に調べ上 げるあまり、つい対象の事例を特別扱いし てしまうということは、研究をしていく上 では多々あるであろう。そして、残念なが らそうした調査は、研究ではなく勉強で終 わってしまうことがある。勉強に終わらな いためにも、複合的な視点で現象を観察、 考察していくことは非常に重要になる。そ の点では、一つの考え方(参照点からの心理 の変化)によって、複数の事例(様々な意思 決定の例)を説明するという、右も見ながら 左も見るという経済学の考え方は、租税法 に新たな知見を与えてくれるであろう。

2 つ目は、説明の仕方に関係している。 先の例では、徴収方法に関連する2つの場 合が想定されていた。そのうちの一つは、 徴税システム以外の徴収の中に、「租税」と いう名目の徴収を位置づけていた。言い換 えると、租税という制度を、より抽象度の 高い「徴収」という制度の一つとしていた ということである。租税法分野との架橋は、 何も法学分野以外だけとの間になされるも のではない。租税法の議論の中には、民法 や、憲法と比較をしているものがある。そ うした議論では、ある概念が軸になって、 関係する法律が比較されているのである。 租税法では常識となっているような概念の 定義でも、他の法律では異なる内容になっ ているものも多数ある。そして、常識だと いう思い込みが大きいほど、やはり他分野 からの知見を取り入れ、複合的に物事を見 ることの価値は大きくなる。それだけ、新 しい知見を提供できるからである。複合的 な視点を持つためには、異なる法学分野か らも必要に応じて、知見を取り入れてくる 必要があるだろう。

以上のように、先の例は、租税法分野に 新たな分析の視点を与えるきっかけとなる であろう。分析の過程で、経済学や心理学 といった分野、あるいは他の法学分野から 知見を取り入れ、結果的に分析に反映でき なかったとしても、他分野から知見を取り 入れる余地を無くす理由にはならない。実 務家としての解釈の幅が広がったり、解釈 が適さない事例と解釈が適する事例との区 別ができたりといった、論文の結論には直 結しないような小さな貢献だったとしても 取り入れた方が、論考が深められる可能性 はある。本節で示してきた例は、行動経済 学から租税法へ架橋を試みた研究であった。 もちろん、租税法だけでなく、他の法学分 野との関連を深めることも十分にできるは ずである。また、先に挙げた例とは異なる 形になるであろうが、法学分野から経済学 や心理学といった分野への架橋を試みるこ とも可能である。ただし、色々な知見を取 り入れること自体が目的となると危険であ る。あくまでも、自身の研究分野への貢献、 分野内の知見を深めることが目的とされる べきであろう。

5. おわりに

法学と社会科学とを架橋させる試みは従来から行われており、その試みは法学・社会科学双方の発展に役立っている。ただし、そうした架橋の試みは、法学全般に対して、(社会科学で最も方法論が確立している)経済学が架橋を先導するというものが多かった。そのため、本稿では、そうした先行研究から一歩引いて、経済学では当然のこととなり捨象されることが多かった、社会科

学全体に通じる因果関係の解明と法学との 関連を試みた。一歩引いた分、関連の具体 性は落ち抽象的な議論にはなってしまった。 とはいえ、税法論文指導をより改善させて いくための、またより良い税法修士論文を 作成するための方向性を示すことはできた。

「法学に必要な方法論」からスタートし た本稿ではあるものの、本稿で示してきた 内容が、法学全般や、本大学院で指導が行 われている租税法で使うことができる方法 どころか、方法「論」とならないことは明 らかである。しかしながら、本稿第4節で 示したように、隣接分野からの知見を取り 入れることは、また新たな分析の可能性を 与えてくれる。その分析が直ちに確立しな くとも、租税法に対する理解の仕方を変え てくれるはずである。そして、そうした新 たな分析を可能とする思考法は、実務経験 があり、業務を効率よくこなすために、租 税法分野での常識を多く蓄積および駆使し ている本大学院に在籍の学生は、他分野と の距離を保ちつつ、関連を意識してみるの も面白い。また、本大学院の税法論文指導 にも、本稿で示した法学と社会科学との関 連を深めていくことで、学生の分析力の向 上や、結果としての税法修士論文の質の向 上に繋げていきたい。

謝辞

本稿のドラフトの構成・アイディアに対して、本大学院で同じ論文指導を行っている山本宣明先生、安中進先生からは、非常に貴重なご意見を数多く賜った。感謝を申し上げたい。

(注記)

- (1) たとえば、川島武宜(1987)は、ラムザ イヤーが法を技術と見なすのと同じく、 「法律というものは、社会に対し人間が 働きかける(社会学にいわゆる「社会統制」 social control) ための技術である」と見 なしている。また、「法律学に対する正し い理解を、多くの学生にとって困難なも のにしている」事情の一つとして、従来 の法律学の教育方法を挙げている。曰く、 当時の学生の多くが、「社会現象や社会科 学に対してほとんど予備知識をもたない で大学に入るのが常であった」にもかか わらず、入学後には社会現象や社会科学 に関して「相当程度の予備知識を前提と した具体的な法律論を教えられていた」 という状況があったようである(川島, 1987, p. 7)。法学一般と社会科学との関 係を深めるべきとする立場としては福井 秀夫(2003)や、租税法教育の中で財政学 や会計学などの隣接分野との関連を深め るべきとする立場としては玉國文敏 (2010)などが挙げられる。
- (2) もちろん、ラムザイヤーによるこうし た説明は米国の法学研究に向けられてお り、日本の法学研究に向けられたもので はない。また、先に挙げた川島武宜のよ うに、日本の法学研究でも法学に社会科 学を取り入れるような試みは、法学の中 からも(経験法学など)、外からも(法社会 学や法と経済学など)行われてきた(林 2004)。J. マーク・ラムザイヤー=中里実 (2010)は、戦後初期の日本で、行政法の 各論の中に存在していた租税分野を、恩 師である金子宏がいかに租税法という独 立した学問分野に発展させてきたのかを 紹介している。租税法が独立した学問と なるまでの過程には、金子による経済学 を始めとする他分野と租税法との対話が あり、「法律学と経済学の有用なかたちの 融合に成功したのが金子理論」である点 が指摘されている。さらに、「『法と経済 学』の立場に共鳴を覚える者の中には、 金子を、日本における『法と経済学』の 開拓者として位置付けることができると

- 考える者が存在する」とまで述べられている(ラムザイヤー=中里, 2010, p. 69)。
- (3) LEC 会計大学院ウェブサイト「教育プログラム 税理士試験一部科目免除申請を想定した戦略的修士論文指導体制」http://www.lec.ac.jp/program/kenkyu.html (2018年2月6日閲覧)
- (4) 本稿が、研究上、法学に社会科学的な考え方・方法論が欠如していると指摘しているように、実務でも科学全般(とりわけ自然科学)に関するリテラシーの欠如が指摘されている。たとえば、本堂毅(2014)は、「日本の法律家は、法廷や法理論の中で科学的知識をどのように扱うべきかを、法学教育の中で考える機会を殆ど持たず、高校までの理科で身につけた『固い科学』のイメージのまま卒業・修了しているのが現状であろう」と分析している。
- (5) 観察可能な含意に関して、詳しくはキング=コへイン=ヴァーバ(2004)第1章 第1節を参照にされたい。
- (6) 「反証可能性・反証主義」が提唱されるようになった背景には、帰納主義との対立がある。詳しくは、伊勢田(2003)第1章を参考にされたい。
- (7) 久米(2013)は、陰謀史観等に加えて、 反証可能性が無い例として文化論が孕ん でいる3つの問題点(①ステレオタイプ、 ②N=K 問題、③トートロジー(同義反 復))に言及している。①ステレオタイプ とは、たとえば「日本は~だから、米国 は~だから」という固定概念に捕らわれ たままの議論になってしまうことを指す。 ②「N=K 問題」とは、説明する数(原因: 独立変数)と説明される数(結果:従属変 数)とが同じになる状態を指す。この状態 では、1つの原因に1つの結果が生じる ことになる。つまり、「何でも説明できて しまう」問題である。何でも説明できる ということは、逆に説明力が無いのと等 しいと言える。③「トートロジー」は、 文字通り、同じことを反復することであ る。トートロジーの問題点を指摘する際

- に、久米(2013)は、「公的福祉を支持する 政治文化のあるところでは、高度な福祉 国家が実現する」という説明を引き合い に出し、次のように指摘する。すなわち、 「よく考えれば、福祉予算が大きいとこ ろでは福祉予算の大きいということを説 明するリサーチ・デザインになっており、 確認はできるだろうが結局は何も説明し ていないということになってしまう」の である(久米, 2013, pp. 41-44)。
- (8) この第3の変数は「交絡因子」と呼ばれ、原因と結果の両方に影響を与える変数とされている。(中室=津川, 2016, pp. 32-33)
- (9) 見せかけの相関(偽の相関、疑似相関と も)の例には、Sies(1998)がある。「子ど もはコウノトリが運んで来る」と呼ばれ る説に示されるような出生率とコウノト リとの間の疑似相関が、Nature 誌に掲載 されたのである。しかし、この関係から、 「出生率を高めるためにコウノトリの住 処を増やすべきだ」という規範的議論を 導くのは誤りである。コウノトリの現象 と出生率の低下のいずれにも、「都市化」 という要因が働いているからである。す なわち、地方ではコウノトリの生息数が 多く、都市部では出生率が低くなるとい うことである。要するに、出生率とコウ ノトリの関係は、いかに地方が開発され ているかを示したに過ぎなかったと言え る。
- (10) ちなみに、この複眼思考と反対の意味で使われているのが「単眼思考」である。 私たちの身の回りにあふれている「紋切り型の決まり文句」をそのまま受け入れ、「『常識』にどっぷり浸かったものの見方・考え方」という意味である 23-24。 単眼思考の背景にあるのは、「答えを知ることと、考えることとの違いをはっきりさせないまま、正しい答えさえ知っていればそれでいいんだという、『正解信仰』」だとされている(苅谷, 2002, p.50)。
- (11) 概念とケースとを結びつけるのが定義である。定義には、曖昧な表現や難解な表現はなるべく避けたい。苅谷(2002)

- は、「何となくわかったつもりになるものの、明確な定義づけなしに使われることが多い概念」として「個性・創造性・合理性」といった概念を挙げ、「どのような内容を示すのかを明らかにしておかなしておかなく」ないと注意を促わっておかなく」ないと注意を促している(苅谷、2002、pp.240-241)。ちなデック・ライティングからのサポートをとて、「全人で見た場合にも、こうした「〜性」や時にする表現の使用は避けて欲しいと指摘している。
- (12) 「比較」を行う上で理解しておくべき マナーに関しては、河野(2002)や、久米 (2013)第9章、保城(2015)第4章第2節 などが詳しい。

(参考文献)

- 飯田高(2016)『法と社会科学をつなぐ』有 斐閣
- 伊勢田哲治(2003)『疑似科学と科学の哲学』 名古屋大学出版会
- 岡村忠生=酒井貴子=田中晶国(2017)『租税法』有斐閣
- 苅谷剛彦(2002)『知的複眼思考法─誰でも 持っている想像力のスイッチ─』講談 社
- 川島武宜(1987)『「科学としての法律学」と その発展』岩波書店
- キング、ゲアリー=コヘイン、ロバート 0. = ヴァーバ、シドニー (真渕勝監 訳) (2004) 『社会科学のリサーチ・デザイン―定性的研究における科学的推論 ―』 勁草書房 (原著は 1994)
- 河野勝(2002)「比較政治学の方法論―なぜ、 なにを、どのように比較するか―」河 野勝=岩崎正洋編『アクセス比較政治 学』日本経済評論社 pp. 1-16
- 神山弘行(2010)「租税法と『法の経済分析』 一行動経済学による新たな理解の可能 性一」金子宏編『租税法の発展』有斐 閣 pp. 315-336

- 清水和巳=河野勝(2008)「政治経済学方法 論のために」清水和巳=河野勝編著『入 門 政治経済学方法論』東洋経済新報 社 pp. 1-46
- 高根正昭(1979)『創造の方法学』講談社 玉國文敏(2010)「法科大学院における租税 法教育―その課題と展望―」金子宏編 『租税法の発展』有斐閣 pp. 615-639
- 中室牧子=津川友介(2017)『原因と結果の 経済学―データから真実を見抜く方法 ―』ダイヤモンド社
- 林紘一郎(2004)「『法と経済学』の方法論と 著作権への応用」林紘一郎編著『著作 権の法と経済学』勁草書房 pp. 3-28
- 福井秀夫(2003)「解釈学の限界に対する仮 説検証モデルとしての法と経済学の可 能性」『法律文化』12月号(No. 235) LEC 東京リーガルマインド pp. 30-33
- 保城広至(2015)『歴史から理論を創造する 方法―社会科学と歴史学を統合する―』 勁草書房
- 本堂毅(2014)「科学者から見た法と法廷」 長谷部恭男=佐伯仁志=荒木尚志=道 垣内弘人=大村敦志=亀本洋編『岩波

- 講座 現代法の動態 6 法と科学の交 錯』岩波書店 pp. 63-91
- ポパー、カール R. (大内義一、森博 訳)(1971)『科学的論理の発見(上)』恒 星社厚生閣(原著は1934)
- 山本宣明(2012)「税法修士論文の在り方― 修士論文作成のマイルストーン管理 (その2)に代えて―」『LEC 会計大学院 紀要』第10号 pp. 197-219
- ラムザイヤー、J. マーク(1990)『法と経済 学―日本法の経済分析―』弘文堂
- ラムザイヤー、J. マーク=中里実(2010) 「戦後日本における租税法の成立と発 展―金子租税法学を中心に―」金子宏 編『租税法の発展』有斐閣 pp. 315-336
- LEC 会計大学院ウェブサイト「教育プログラム 税理士試験一部科目免除申請を想定した戦略的修士論文指導体制」http://www.lec.ac.jp/program/kenkyu.html (2018年2月6日閲覧)
- Sies, Helmut. (1998). "A new parameter for sex education". *Nature*. No. 332. p. 495.